

足立区における「東京都主任介護支援専門員更新研修受講者推薦」に係る推薦基準

1 目的

この基準は、東京都主任介護支援専門員更新研修事業実施要綱（以下「都実施要綱」という。）に基づき、その事業目的および対象要件に沿って足立区（以下「区」という。）が研修受講者として適切であると認め、東京都（以下「都」という。）へ推薦するための基準および手続を定めることを目的とする。

2 推薦要件

(1) 必須要件（都の要件を満たしたうえで、以下の全ての要件に該当すること）

ア 事業所の要件

- ① 事業所の実地調査（都、区の実地指導、運営指導等）の結果、特に問題がなく指導等が終結<sup>\*1</sup>している又はその見込みがあること。

<sup>\*1</sup> 指導の終結とは、指導後の改善が全て終了していると区が認めた状態をいい、見込みがあるとは、事業所に指導後の改善を行う意思が見られ、今後問題なく指導が終結すると区が想定する状態をいう。

なお、事業所が介護保険法に基づく命令及び指定の取消等の処分を都道府県知事又は市区町村から受けている場合は、処分の日から処分期間が終了するまでは推薦の対象から除くものとする。

- ② 前年度の集団指導に参加していること。

イ 本人要件について

- ① 区内に所在する介護サービス事業所または地域包括支援センターに所属し、主任更新研修受講修了後も引き続き当該事業所若しくは区内他事業所等において1年以上継続して就労する意思がある。
- ② 区に主任介護支援専門員在籍状況確認届兼変更届を提出していること。
- ③ 区の主任介護支援専門員連絡会に入会し、継続的に参加していること
- ④ 主任研修終了後、“3 研修終了後の協力”に記載するすべての要件について受講希望者が同意し、かつ受講希望者が全ての要件を行うことを配慮することを勤務先法人が同意していること。
- ⑤ 業務において、区と積極的に連携ができていること。

なお、2-(1)アおよびイについては、区の実地指導や個別の確認調査等の結果を踏まえて、条件を満たしていることを総合的に判断するものとする。

(2) 任意要件

ア 都実施要綱 3-(2)-ア〜ク

- ① 都又は都が指定する研修実施機関が実施する研修で講師又はファシリテーターを行った実績がある者。
- ② 都の「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」において、受講者を受け入れ、指導をした実績がある者。
- ③ 都内の地域包括支援センターにおいて、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に従事している又は従事した実績がある者。

- ④ 都内の居宅介護支援事業所において、管理者の職に従事している者又は従事した経験がある者。
- ⑤ 都内の区市町村又は地域包括支援センターが開催する地域ケア会議に参加した実績がある者（事例提供者として参加した場合は除く）。
- ⑥ 都内の区市町村又は地域包括支援センターが実施するケアプラン点検の協力者として、ケアプラン点検を実施した経験がある者（事例提供者は除く）。
- ⑦ 都内の区市町村又は地域包括支援センター主催の介護支援専門員向け研修の講師又はファシリテーターを行った実績がある者。
- ⑧ 区が適当と認める者。

#### イ 都実施要綱 3-(2)-ク に関わる要件（2-(2)ア-⑧関係）

区が認める要件は、修了証明書の有効期間内で、研修申込時点において、次のいずれかの要件を満たしている者とする。ただし、所定の様式<sup>\*2</sup>で資料を添えて申請すること。

- ① 区及び地域包括支援センターが承認する職能団体等<sup>\*3</sup>が主催する研修等にて、他の介護支援専門員に適切な助言・指導または地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践した経験がある者又は都実施要綱 3-(2)-オ〜キ(2-(2)ア-⑤〜⑦)に該当する者で、区内の地域包括支援センターによる証明書の発行が困難な場合。
- ② 区が承認する職能団体等<sup>\*3</sup>において、その運営に継続的<sup>\*4</sup>に携わり、地域のケアマネジメント能力の向上やネットワークづくりへの貢献が認められる者。

<sup>\*2</sup>「所定の様式」とは、受講申込書別紙（区提出様式 足-主更-13）をいいます。

<sup>\*3</sup>「区が承認する職能団体等」とは、足立区介護サービス事業者連絡協議会居宅介護支援部会、あだちケアマネ研究会および足立区主任介護支援専門員連絡会をいいます。

<sup>\*4</sup>ここでの「継続的」とは、団体役員又は協力員等として原則1年間以上務めたことをいいます。

#### ウ 都実施要綱 3-(3)-ア〜オ に関わる要件

- ① 都が指定するケアマネジメントの質の向上を目的とした研修又は主任介護支援専門員として資質向上を目的とした研修等（2-(2)ア-①は除く）に毎年度4回以上参加している者<sup>\*5</sup>。
- ② 都が指定する研究会等において、演習発表等の経験がある者。
- ③ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネージャーである者。
- ④ 本研修の講師又はファシリテーターの経験が毎年1回以上ある者並びにその他主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有し、都が適任と認める者<sup>\*5</sup>。
- ⑤ 区が適当と認める者。

<sup>\*5</sup>「東京都主任介護支援専門員更新研修の対象者（受講要件）」（都通知）を確認してください。

#### エ 都実施要綱 3-(3)-オ に関わるもの（2-(2)ウ-⑤関係）

区が認める要件は、次のとおりとする。ただし、適切な申告を行なうこと。やむを得ない事情（病気、出産・育児、介護）により著しく影響があり、都実施要綱 3-(3)-ア(2-(2)ウ-①)の毎年度4回以上の要件を満たすことができないが、年平均4回以上又は当該期間の属する年度を除き毎年度4回以上ある等、「毎年度4回以上」と同等程度、研修等に参加している者。

### 3 研修終了後の協力

- (1) 主任介護支援専門員在籍状況確認届兼変更届の登録<sup>\*6</sup>

\*6 当該研修の受講が修了した場合、主任介護支援専門員在籍状況確認届兼変更届を提出し、勤務先の変更時には必ず区に連絡すること。

また、主任介護支援専門員在籍状況確認届兼変更届を基幹地域包括支援センター又は区内介護事業者等へ提供することに同意すること。

- (2) 区又は地域包括支援センターが主催する研修会や事例検討会等において講師又はファシリテーターとしての役割を担うこと。
- (3) 支援困難事例の受け入れに積極的に取り組むこと。
- (4) 地域への貢献や他事業所の介護支援専門員への適切な助言・指導\*7を行う役割を担うこと。

\*7「他事業所の介護支援専門員への適切な助言・指導」には、ケアプラン点検に準ずる継続的なアセスメント支援を含むものとする。

#### 4 提出書類

- (1) 都指定の申込書類一式(都のホームページよりダウンロードしてください)

- ア 受講申込書(届出様式 主更-1)
- イ 従事者一覧(届出様式 主更-2)
- ウ 介護支援専門員証の写し(A4サイズ用の紙にコピーしたもの)

- (2) 区指定の書類

- ア 本人同意書(区提出様式 足-主更-11)
- イ 受講生推薦依頼書兼同意書(区提出様式 足-主更-12)
- ウ 受講申込書別紙(区提出様式 足-主更-13)
- エ 主任介護支援専門員研修修了証明書の写し(A4サイズの用紙にコピーしたもの)
- オ 足立区推薦要件確認書(区提出様式 足-主更-14)

- (3) 受講要件を確認する添付書類

ア 「東京都主任更新研修 受講要件確認添付書類一覧」に定める添付書類ただし、次の①～⑦の区様式を使用すること。

- ① 実務経験証明書(区様式 足-主更-1)
- ② 管理者配置実績証明書(区様式 足-主更-2)
- ③ 地域ケア会議出席証明書(区様式 足-主更-3)
- ④ ケアプラン点検協力証明書(区様式 足-主更-4)
- ⑤ 研修講師等証明書(区様式 足-主更-5)
- ⑥ 研修受講履歴証明書(区様式 足-主更-6)  
または研修受講記録(区様式 足-主更-別1)
- ⑦ 研修受講履歴一覧(区様式 足-主更-別2)

イ 上記②および③の証明書を提出する際は、実施日時と構成員、概要等が判る開催通知または抄録の写しを、④と⑤および研修実施機関が証明する修了証等の写しを提出する際は、研修名、受講日時および講義内容等が判る開催通知またはチラシやプログラム等の写しを併せて提出すること。

#### 5 提出方法

次の事項を確認の上、指定期限内\*8に介護保険課に原則持参\*9すること。

なお、提出された申込書、同意書および添付書類は返却しない。

- (1) 申込書は管理者が提出書類の内容を確認の上で申込書に署名をすること。

(2) 書類は、4-(1) 都指定の申込書類ア～ウ、4-(2) 区指定の書類ア～オ、4-(3) -アの添付書類\*10の順に綴ること。

(3) 該当する証明書ごとに関連する資料（開催通知やチラシ等）を付けること。

\*8 提出は開庁時間（平日の8:30から17:15）に限ります。

\*9 郵送の場合は、開庁時間内で担当課が収受した日を受付日とし、指定期限を過ぎている場合、書類に不備がある場合でも区は通知しません。なお、直接都または研修実施機関へ提出した場合は、申込は無効とします。

\*10 4-(3)-ア 添付書類 ①～⑦のうち、該当する証明書ごとに4-(3)-イ 関連する資料（開催通知、チラシ等）を付けて順に綴ります。

## 6 推薦者の決定

指定期限内に必要書類を提出した者について書類審査を行い、別紙1に掲げる基準に従い、最多得点者（複数の基準に該当する場合は、その合計点を得点とする）から順に、都に推薦する。

なお、同点者については、以下の通り順位をつける。

① 主任介護支援専門員の有効期間または介護支援専門員の有効期間のうちどちらか短い期間を比較し、その期間の短い方を優先する。

② ①を適用し、なお、同順位の場合は、前回受講した主任介護支援専門員研修終了日から期間が長い方を優先する。

\*①、②ともに提出された介護支援専門員証と主任介護支援専門員研修修了証明書の写しにより判断する。

なお、書類審査の過程で内容に疑義が生じた場合、区は推薦者希望者などに調査を実施することができる。

## 7 情報の非開示

この基準による研修受講の推薦者および研修受講希望者に係る推薦の有無に関する情報は、推薦に係る事務の執行のために都福祉保健局に提出する場合、その他条例の規定により開示する場合を除き、開示しない。

(別紙1)

指定期限内に必要書類を提出した者について書類審査を行い、以下に掲げる基準に従い、最多得点者（複数の基準に該当する場合は、その合計点を得点とする）から順に、都に推薦する。

なお、同点者については、以下の通り順位をつける。

① 主任介護支援専門員の有効期間または介護支援専門員の有効期間のうちどちらか短い期間を比較し、その期間の短い方を優先する。

② ①を適用し、なお、同順位の場合は、前回受講した主任介護支援専門員研修終了日から期間が長い方を優先する。

\*①、②ともに提出された介護支援専門員証と主任介護支援専門員研修修了証明書の写しにより判断する。

(1) 足立区の推薦基準2条(1)に該当し、かつ次に掲げる表に従い、得点を決定する。  
任意要件(足立区の推薦基準2条(2)関係)

項目		得点
ア 都実施要綱3-(2)-ア～キに関わる要件		
①	都又は都が指定する研修実施機関が実施する研修で講師又はファシリテーターを行った実績がある者	3点
②	都の「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」において、受講者を受け入れ、指導をした実績がある者	足立区内で実績がある者：3点 他区で実績がある者：2点
③	都内の地域包括支援センターにおいて、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に従事している又は従事した実績がある者	足立区内で実績がある者：3点 他区で実績がある者：2点
④	都内の居宅介護支援事業所において、管理者の職に従事している者又は従事した経験がある者	3点
⑤	都内の区市町村又は地域包括支援センターが開催する地域ケア会議に参加した実績がある者 (事例提供者として参加した場合は除く)	足立区内で実績がある者：3点 他区で実績がある者：2点
⑥	都内の区市町村又は地域包括支援センターが実施するケアプラン点検の協力者として、ケアプラン点検を実施した経験がある者(事例提供者は除く)	足立区内で実績がある者：3点 他区で実績がある者：2点

⑦	都内の区市町村又は地域包括支援センター主催の介護支援専門員向け研修の講師又はファシリテーターを行った実績がある者	足立区内で実績がある者：3点 他区で実績がある者：2点
イ 都実施要綱3-(2)-ハに関わる要件(2-(2)ア-⑧関係) ※区が適任と認める者		
①	区及び地域包括支援センターが承認する職能団体等が主催する研修等にて、他の介護支援専門員に適切な助言・指導または地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践した経験がある者又は都実施要綱3-(2)-オ〜キ(2-(2)ア-⑤〜⑦)に該当する者で、区内の地域包括支援センターによる証明書の発行が困難な場合	2点
②	区が承認する職能団体等において、その運営に継続的に携わり、地域のケアマネジメント能力の向上やネットワークづくりへの貢献が認められる者	2点
ウ 都実施要綱3-(2)-ア〜エに関わる要件		
①	都が指定するケアマネジメントの質の向上を目的とした研修又は主任介護支援専門員として資質向上を目的とした研修等に毎年度4回以上参加している者	2点
②	都が指定する研究会等において、演習発表等の経験がある者	2点
③	日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネージャーである者	2点
④	本研修の講師又はファシリテーターの経験が毎年1回以上ある者並びにその他主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有し、都が適任と認める者。 ※「東京都主任介護支援専門員更新研修の対象者(受講要件)」(都通知)を確認	2点
エ 都実施要綱3-(3)-オに関わるもの(2-(2)ウ-⑤関係) ※区が適任と認める者		
	区が適任と認める者 ※やむを得ない事情(病気、出産・育児、介護)により著しく影響があり、都実施要綱3-(3)-アの毎年度4回以上の要件を満たすことができないが、年平均4回以上又は当該期間の属する年度を除き毎年度4回以上ある等、「毎年度4回以上」と同等程度、研修等に参加している者	2点